

特記仕様書

業 務 委 託 名：中南部都市圏駐留軍用地跡地利用及び周辺整備検討調査業務委託

業務委託場所：沖縄本島中南部都市圏域

履 行 期 間：契約締結の翌日から令和8年3月19日まで

1. 共通仕様書の適用

本業務にあたっては、本仕様書及び土木設計業務等共通仕様書（沖縄県土木建築部_R5.7月版）に基づき実施しなければならない。なお、履行期間中に共通仕様書改定のある場合、最新版を適用するものとする。

2. 本仕様書の適用

- (1) 本仕様書は、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課の発注する中南部都市圏駐留軍用地跡地利用及び周辺整備検討調査業務委託に適用する。
- (2) 成果品は、すべて発注者の所有とし、発注者の許可を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定しなければならない。

3. 関係法令の遵守

本業務を実施するにあたっては、本特記仕様書のほか、関係法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

4. 業務の背景と目的

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」では、今後返還が予定されている嘉手納飛行場より南の大規模な駐留軍用地の跡地については、広域的な観点から、各跡地の利用計画を総合的に調整し、周辺都市地域と一体となった効率的な整備を図ることとしている。

平成25年1月に策定した、「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」（以下「広域構想」という。）では、中南部都市圏を一体としてとらえ、各跡地の特性を活かしつつ、広域的な観点からの連携した開発により、中南部における都市構造の再編及び都市機能の高度化を図り、沖縄全体の発展につながる都市の形成を目指すこととしている。

令和4年5月に公表された「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」では、西海岸地域においては、魅力と個性、国際性を備えた高度な都市機能を有するまちづくりや世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート等の形成を図るとともに、返還が見込まれる大規模な駐留軍用地跡地と周辺市街地との一体的な開発整備に取り組むとしている。

また、沖縄本島を縦断する鉄軌道を含む新たな公共交通システム等の導入に向けた取組や駐留軍用地跡地の有効利用とも連動しながら、自然資源や歴史資源等の保全を図りつつ、観光振興や産業振興等に資する土地利用を広域的かつ計画的に展開していく必要があると

している。

さらに、跡地利用を通じた新しいまちづくりでは、望ましい緑地環境の保全・創出、魅力ある景観の形成、貴重な自然・文化の再生等に努めることで、沖縄らしい景観・風景を次世代に引き継ぎ、時間とともに価値が高まる価値創造型のまちづくりを推進するとしている。また、脱炭素社会の実現に向けた取組や国内外の需要・ニーズに戦略的に対応する産業の創出、さらに、多核連携型の国づくりの一翼を担う我が国の拠点として、先端技術やICT等を先駆的に導入・利活用するスマートシティ等の近未来の都市づくりを推進するとしている。

嘉手納飛行場より南の駐留軍用地の返還が予定されている関係6市町村では、跡地利用に向けた取組が進められているが、返還時期がそれぞれ異なり、取組の熟度も異なっている。また、「広域構想」の策定から10年が経過しており、社会動向の変化や周辺開発の動向等も視野に入れた実現に向けた取組が必要となっている。

以上のことから、本業務では、返還及び今後返還が予定されている嘉手納飛行場より南の駐留軍用地の跡地利用に向けた取組状況の整理、また上位計画・関連計画や社会動向の変化等を踏まえた「広域構想」における課題整理と跡地利用の方向性についての検討を行うとともに、「広域構想」の更新に向けた改定素案の作成を行うことを目的とする。

5. 業務の内容

(1) 中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想改定（素案）の作成

① 広域構想の更新に向けた検討（R6 報告書第IV章参照）

② 広域構想の更新に向けた改定素案の作成

※令和7年度に検討委員会を設置し、改定素案の作成、令和8年度に改定案の策定を目標として取り組むものとする。

(2) 関連部局の調査・計画反映

県、関係市町村が収集した跡地利用に関連する調査・計画についてとりまとめを行う。

(3) 中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想（改定）策定検討委員会の補助

中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想の改定に向けた各種検討委員会の運営補助を行う。なお、委員会については、検討委員会及び下部組織である行政幹事会をそれぞれ1回予定している。

(4) 戦後80周年祈念事業跡地利用県民フォーラム等

戦後80周年祈念事業として、嘉手納飛行場より南の区域を対象にした、中南部都市圏駐留軍用地利用広域構想及び普天間飛行場跡地等利用の取組を広く県民等へ情報発信するための県民フォーラム等のイベント開催を予定しており、その運営・資料作成等の支援を行う。

(戦後 80 周年祈念事業実施項目) ……11 月開催予定

- ① 県民フォーラム
- ② 跡地利用パネル展

※フォーラムのアンケート作成・集計は県民フォーラム開催費用に含めるものとする。

※跡地利用パネル展は発注者が準備したパネルを活用し、受注者は会場予約・設営・運営補助を行う。

(5) 報告書、概要版の作成

(1)～(4)に係る調査結果及び報告について、報告書を作成する。

(6) 打合せ・協議

本委託業務に係る打合せは着手時、中間 4 回、完了時とする。

6. 提出書類

本業務を実施するに当たって受注者は、次の書類を適宜提出しなければならない。

- ① 着手届
- ② 管理技術者、照査技術者、担当技術者届（経歴書添付）
- ③ 業務計画書
- ④ 業務工程表
- ⑤ 業務委託完了報告書及び納品書
- ⑥ 作業（打合せ）記録簿
- ⑦ その他発注者が必要とみなした書類

7. 企業実績及び配置予定技術者に関する要件

(1) 企業実績に関する要件

(7) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。県内に本店又は支店を有しない場合は、県内に本店又は支店を有する事業者と共同企業体を結成し参加すること。

※県内に営業所を有する法人については業務形態を確認し、応募資格の有無を判断する。

共同企業体の要件は以下のとおりとする。

- (a) 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
- (b) 共同企業体を構成する全ての構成員が地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者でかつ計画策定、調査研究等を業として行う法人であること。
- (c) 共同企業体を構成するどちらかの事業者が(1)(ウ)の要件を満たすものであること。

(d) 共同企業体を構成する事業者全体で(2)(ア)から(ウ)の要件を満たすものであること。

(イ)(2)(ウ)(a)から(c)に挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。

(ウ) 業務の実績

令和2年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において、国・地方公共団体等における(2)(ウ)(a)から(d)のいずれかに挙げる業務を企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として調査研究実績を有する者。（日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村、その他の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。）

実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、業務成績評定制度のない発注機関における業務実績はこの限りでない。

(2) 配置予定技術者に関する要件

配置予定技術者においては、下記(7)から(ウ)に示す要件を満たすものであること。

(7) 管理技術者は下記のいずれかの資格を有する者

[1] 技術士（総合技術監理部門「建設」）及び技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2] 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に4年以上従事している者。）

[3] R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(イ) 照査技術者は下記のいずれかの資格を有する者

[1] 技術士（総合技術監理部門「建設」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2] 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に4年以上従事している者。）

[3] R C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(ウ) 配置技術者の実務実績に関する要件

配置予定の管理技術者及び照査技術者は令和2年度以降に完了した業務において、以下(a)から(d)のいずれか業務実績を1件以上有すること。

- (a) 都市計画法第6条の2に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の作成に関する業務
 - (b) 都市計画法第18条の2に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）の作成に関する業務
 - (c) 都市計画法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業に係る計画作成に関する業務
 - (d) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に基づき実施する駐留軍用地跡地利用に係る計画作成に関する業務
- なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

8. 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ発注者が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計

(3) 再委託の相手方の制限

本契約のプロポーザル参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

9. 打合せ等

本業務の実施に当たっては、業務工程表に従って行い、管理技術者は事前に十分係員と

打合せを行い、手戻りを生じないように努めなければならない。また、作業打合せ簿を作成し、担当職員へ提出確認を行った後、相互にその打合せ簿を一部ずつ保管するものとする。

なお、業務の進捗状況及び業務内容の打合せについては、原則、月 1 回実施するものとし、その他必要に応じて随時実施するものとする。

10. 積算について

(1) 中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想改定（素案）に係る積算について

中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想改定（素案）に係る積算のうち、その他原価及び一般管理費の割合は国土交通省大臣官房技術調査課監修、一般財団法人経済調査会発行の設計業務等標準積算基準書（令和 6 年度版）の第 1 章 土木設計業務等積算基準を採用すること。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

α 、 β とも割合は 35%とする。

(2) 有識者委員の謝金、旅費及び会議室使用料について

検討委員会にかかる経費（有識者謝金、旅費、会場使用料等）、本業務を実施するにあたっての必要経費は全て業務委託料に含まれるものとする。また、業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記ないものであっても原則として受注者の負担とする。

有識者検討委員会における委員謝金は日額 8,454 円（税抜）、会議室は収容人数 50～80 名程度の規模の広さで使用料は 100,000 円（税別）とする。なお、会場は発注者と協議のうえ決めるものとし、その費用は精算変更の対象とする。

5. (3) の行政幹事会は県管理施設での会議室使用を予定している。

（有識者委員の旅費）

東京～那覇：106,218円（税抜） 対象経費 航空賃、車賃

沖縄本島中部（※）～那覇：2,109円（税抜）

宿泊料（1泊）：8,909円（税抜）

※沖縄本島中部・・・沖縄市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、北中城村、中城村を対象とする。

(3) 戦後 80 周年祈念フォーラムに係る積算について

① 戦後 80 周年祈念フォーラムに係る一般管理率は 10%とする。なお、一般管理費の積算は以下の計算方法により算出する。

$$\text{一般管理費} = \text{直接経費（人件費 + 事業費）} \times \text{一般管理費率}$$

② 県民フォーラム及びパネル展の使用料について

見積徴収における県民フォーラム及びパネル展の会場使用料は以下のとおりとする。

なお、会場は発注者と協議のうえ決めるものとし、その費用は精算変更の対象とする。

県民フォーラム：200,000円（税抜）（収容人数：200～250名程度）

パネル展：100,000円（税抜）

③ 委託料に係る直接人件費及び旅費の日額は以下のとおりとする。

（直接人件費）

統括担当者：49,900円（税抜）

専門員A：36,500円（税抜）

専門員B：27,900円（税抜）

統括担当者・・・複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。

専門員A・・・一般的な業務を複数担当し、高度な業務もできる。

専門員B・・・上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

④ 県民フォーラム出演料について

県民フォーラム講演者、パネリスト、司会の構成は以下のとおりとする。

講演者 1名

パネリスト 3名

司会者 1名

※1式計上する場合、適用欄に内訳を記載すること。

※講演者は県外、パネリスト、司会者は県内参加を見込んでいる。

※講演者、パネリスト、司会者の旅費は有識者委員の旅費を準用する。

※出演者の構成は本委託契約後に発注者と改めて協議するものとし、構成に変更が生じた場合、設計変更の対象とする。

11. 成果品の検査

本業務は、成果品の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は修正、又は再作業を行うものとする。

12. 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て発注者の管理及び帰属とする。

13. 成果品

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ・ 業務概要版（４枚程度） | １部 |
| ・ 報告書（A4版くるみ製本） | 20部（必要な頁についてはカラー刷りとする。） |
| ・ プレゼンテーション版 | １部（パワーポイント仕様とする。） |
| ・ 成果のデジタル版 | １部（上記のデータをCD等に収めること。） |